

住宅の応急修理の流れ

1. 窓口への相談

塩田庁舎 2階 総務・防災課

2. 提出書類（申込者が提出）

- ① 応急修理申込書
- ② 資力に係る申出書
- ③ 被災証明書（写）
- ④ チェックシート

- 3. 施工業者に手続きを依頼する
- 4. 施工業者は次の書類を準備し、嬉野市へ提出

提出書類（施工業者が提出）

- ⑤ 見積書（指定様式）
- ⑥ 施工前の写真（破損箇所）
- ⑦ 誓約書※

※建設業の登録や嬉野市の指名業者でない施工業者は、誓約書の提出が必要です。

5. 提出された書類を市が審査

6. 修理依頼書を送付

施工業者

7. 応急修理施工

8. 書類の提出

提出書類（施工業者が提出）

- ⑧ 修理完了報告書
- ⑨ 見積書（写し）
- ⑩ 修理写真
（施工前、施工中、施工後）
- ⑪ 請求書

9. 書類審査

10. 市から施工業者に支払

対象経費分（限度額範囲内）を支払

6. 決定通知書を送付

申請者

11. 申請者が施工業者に支払

対象外経費や限度額を超えた部分の費用を申請者が施工業者に支払